

美浜・大飯原発の乾式貯蔵施設、美浜原発の増設 及び屋内退避時の「一時的外出」等に関する質問・要望書

滋賀県知事 三日月大造 様

2026年3月24日

避難計画を案ずる関西連絡会

日頃は県民の安全と暮らし、琵琶湖を守るためにご尽力いただき、ありがとうございます。

東電福島原発事故から15年、被ばく労働を伴う困難な事故収束作業が継続しています。総量880トンの内、取り出したデブリは約0.9グラム。廃炉は程遠く、放射能汚染水の海洋放出も続いています。福島県では小児甲状腺がんが400人を超え、多くの避難者が苦難の中での生活を強いられています。原発は、一旦事故が起これば取り返しがつきません。

この冬も大雪に見舞われました。原発で大事故が起これば避難は困難を極めることが予想されます。関西電力は老朽原発の運転を続けるために、乾式貯蔵施設の建設を計画しています。

住民の安全を守るため、私たちはこの計画に強く反対しています。

三日月知事は福島原発事故15年を前にした3月10日の定例記者会見で、原発依存が進む状況に対して以下のように述べています。

「静脈の問題（引用者注：使用済核燃料の問題）、さらには安全確保の問題、そういったことを考えて、真に持続可能なエネルギー源かということについては、私はいささか不安を、いささかどころか大いなる不安を持たざるを得ないと思っていますので、そのことは、例えば住民の命を預かる、また琵琶湖をお預かりする県の知事として、また福井県に隣接する県の知事として、常に申し上げなければいけないのではないかと思います。」
知事の発言を踏まえて、その思いを広く福井県、京都府などへも伝えてください。

以下の質問・要望事項にお答えください。

要 望 事 項

1. 美浜・大飯原発での乾式貯蔵施設の建設に反対を表明すること。
2. 美浜原発の新增設に反対を表明すること。
3. 関西電力に対して、乾式貯蔵施設の住民説明会を開くよう再度求めること。
4. 屋内退避時の一時外出は住民に被ばくを強要することになるため、認めないこと。
5. 安定ヨウ素剤について日頃から周知啓発を強化するとともに、少なくとも長浜市・高島市に事前配布すること。

質 問 事 項

1. 乾式貯蔵施設について

昨年10月29日に原子力規制委員会は美浜原発の乾式貯蔵施設計画を許可しました。大飯原発の乾式貯蔵施設の審査も進められています。しかし、乾式貯蔵後の燃料の搬出先とされる中

間貯蔵施設は候補地も規模も決まっていません。

さらに、関西電力が使用済核燃料の搬出先としている六ヶ所再処理工場の審査は長引き、日本原燃が3月中に設工認審査で説明を終了することは不可能になっています。

六ヶ所再処理工場の安定的な操業と受け入れが見込めなければ、関電の新ロードマップも破綻します。しかし関電は、今年9月頃に最初の高浜（第1期分、240トン規模）の乾式貯蔵施設の建設を開始し、2028年7月頃に運用を始めようとしています。

乾式貯蔵施設が建設されれば、老朽美浜3号炉、大飯3・4号炉は運転が継続され、敷地内が核のゴミ捨て場になります。

(1) 乾式貯蔵施設について、関電から進捗状況の説明はありましたか？

(2) 乾式貯蔵施設の建設同意は、少なくとも、再処理工場が安定的に操業できることを確認してから、判断すべきではないですか？

3月12・13日の福井県議会（予算決算特別委員会）では、乾式貯蔵施設の建設同意について、自民党議員の質問に対し福井県は「六ヶ所再処理工場の設工認の説明終了後、立地町のご意見を伺い、速やかに対応したい」と答弁しています。六ヶ所再処理工場の事業主体の日本原燃から説明を聞いても安全性の確認にはなりません。浜岡原発のデータ捏造がそのことを強く警告しています。また、相変わらず、立地の町だけを特別扱いし、滋賀県等の周辺自治体の意見は無視する姿勢です。

設工認の説明は3月中には終わらず、認可はまだ先です。ガラス固化試験も先送りにしようとしています。

(3) 六ヶ所再処理工場のガラス固化試験の先送りに反対すべきではありませんか？

審査が遅延する中で、昨年12月22日に日本原燃は、これまで何度も失敗してきた高レベル廃液のガラス固化試験をしゅん工（工事・検査の完了）後に先送りすると新方針を表明しました。これによって、規制の対象から除外しようとしています。しかし、ガラス溶融炉は、「安全上重要な施設」と規則で定められており、使用前事業者検査の対象で、規制委の確認が必要です。規制委員会は、ガラス固化の先送りについて今後議論すると述べています（4頁資料参照）。

さらに、安全協定締結等に6～7カ月かかると原燃社長は述べており、本格操業はいまだ見通せません。ガラス固化ができなければ再処理工場は操業できません。安全性軽視で形だけの2027年3月のしゅん工を優先させようとしています。

(4) 美浜・大飯原発敷地内の乾式貯蔵施設の建設に反対を表明するべきではありませんか？

(5) 住民が質疑できるような説明会を開くべきではありませんか？

2. 美浜原発の新增設について

関西電力は美浜原発の新增設に向け、昨年11月5日に自主的な現地調査を始めました。しかし、原発が増えれば事故の危険は高まり、行き場のない使用済核燃料＝核のゴミは増えるばかりです。

(1) 調査の内容等について、関電から説明はありましたか？

(2) 美浜原発の新增設に反対するべきではありませんか？

3. 屋内退避時の一時的外出等について

今年2月に規制委・規制庁は「屋内退避の考え方及びその運用について」を決定し、屋内退避時の一時的外出を認めました。

一方で滋賀県は1月に原子力災害対策編を「一時的外出」を基本的に認める内容に修正しています。2月9日の県原子力安全対策連絡協議会を傍聴した後の県職員の話では「既にHPに公表し、各自治体に知らせている。今後は各自治体で対応する。」ということでした。

(1) 規制庁は「UPZでは屋内退避が被ばく防護対策の基本」としていますが、滋賀県も、屋内退避を基本とし、できるだけ避難行動をとらない方が良いという考えですか？

(2) 「一時的外出や住民の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避中にも実施できるものとされている」ということは、一時的外出や民間事業者の活動を認めるのでしょうか？一時的外出等の容認は、住民等を被ばくさせるものであり、無責任ではないでしょうか？

(3) 滋賀県下の自治体にHPへの公表の他、修正点をどのように知らせましたか？自治体からどのような意見が出ましたか？

(4) 「今後は各自治体で対応する」ということは屋内退避の運用は各市町に任せるのですか？

4. 安定ヨウ素剤事前配布について

安定ヨウ素剤の事前配布については、3月10日の知事定例記者会見で、「安定ヨウ素剤の事前配布を求める声がたくさんありますが、事前配布をどうするのか」などを鋭意検討している、と述べています。県が課題として取り上げ、「配布に時間を要する」「配布されない不安が生じる」ことを緊急時配布のデメリットとしています。長浜市議会では事前配布の決議が採択されました。また、先の原子力防災専門会議では、専門委員から「安定ヨウ素剤については、日頃からの周知啓発が重要」という趣旨の意見が複数出ました。

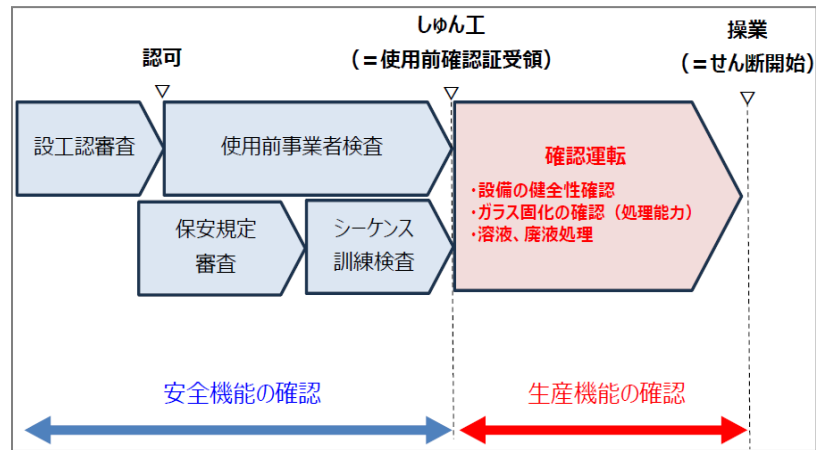
(1) 長浜市、高島市に対して、薬局での配布を含め事前配布するよう県から働きかけるべきではないですか？

(2) 原子力防災訓練の際に限られた地域・人数での説明だけでなく、少なくともUPZ内では平常時に、診療所の医師や薬剤師にも協力してもらい、各地区の住民に対して説明会を開くべきではないですか？

2026年3月24日 避難計画を案ずる関西連絡会

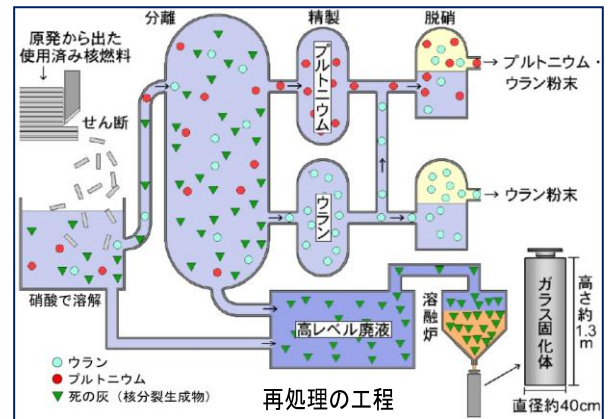
(連絡先団体：グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 原発なしで暮らしたい宮津の会/ 脱原発はりまアクション/ 原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会) この件の連絡先：避難計画を考える滋賀の会

[参考資料]



確認運転の実施時期(しゅん工・操業の定義)(原燃26.2.9)

項目	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
(1) 設工認の説明	第2回設工認			しゅん工	
(2) 検査	使用前事業者検査、使用前確認			ガラス溶融炉検査	
(3) 保安規定		保安規定と並行説明		重大事故等対処訓練	
(4) 工事	安全性向上対策工事		新設設備と既設設備の連結工事	海洋放出管切離し工事	
操業運転			溶液・廃液処理運転開始	せん断開始	操業



これまでの六ヶ所再処理工場の工程表(原燃資料より)
しゅん工前に「ガラス溶融炉検査」となっているが、これをしゅん工後に先送りしようとしている。

<「安全上重要な施設」について>

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(事業指定基準規則)(定義)

第一条 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 「安全上重要な施設」とは、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。

解釈 第一条 3 第2項第5号に規定する「安全上重要な施設」とは、以下に掲げるものが含まれるものである。

二 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器 (下線は引用者)